

平成三十年三月二十日提出
質問第一七一号

書類管理の際の割印に関する質問主意書

提出者 串田 誠一

書類管理の際の割印に関する質問主意書

森友事件などで公文書の管理の方法が問題になっている。二〇〇九年には、公文書管理法が制定され、その法律の第一条で、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、国の諸活動について「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」としている。これに基づいて、「行政文書の管理に関するガイドライン」が制定され、各省庁の個別の事情に応じた規則が制定されている。森友事件を含めて文書の改ざん等の問題について、民間では、文書の改ざんを防ぐために割印などの方式をとっているが、公文書についても管理の徹底は緊急の課題である。

したがって、次の事項について質問する。

- 一 公文書の複数枚の綴り方で割印を義務づけているのかいないのか。
- 二 複数枚にわたった公文書の綴り方について改ざんを防止するために、現状はどのような作成方法や対策をとっているのか。

右質問する。